

## 奈良県立医科大学学長の解任に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学長選考等に関する規程第3条の規定に基づき、学長選考会議(以下「選考会議」という。)が行う学長の解任の審議に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (解任の審議)

第2条 奈良県立医科大学学長選考等に関する規程(以下「選考規程」という。)第3条第2項第1号に定める「選考会議が、学長の解任についての審議を必要と認めた場合」は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長の職務の遂行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。
- (4) 選考規程第6条第2号から第8号までに規定する推薦資格者の3分の1以上から選考会議に、学長解任の請求があるとき。
- (5) その他学長たるに適しないと認められるとき。

### (解任の請求等)

第3条 前条第4号の規定による解任の請求は、学長を解任すべき事由を記載した書面により行われなければならない。

2 選考会議の議長は、前項の規定による解任の請求があったときは、速やかに選考会議を招集しなければならない。

### (意見聴取等)

第4条 選考会議は、解任に関する審議を行うに当たり、次の各号に掲げる意見聴取等を行うことができる。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会に対する意見聴取
- (2) 第2条第4号の規定する審議の場合は、解任を請求した者に対する意見聴取
- (3) 選考規程第3条第2項第2号の諮問による審議の場合は、県に対する照会

2 選考会議は、当該学長に対し、面接を行わなければならない。

### (知事への申出)

第5条 選考会議は、学長の解任の申出を決定したときは、知事にその旨申出を行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長の解任手続きに関するその他必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。